

## 資料編

## 1. 用語解説

## あ行

## ■アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。女性や若い人に対して見下したような態度をとったり、多様な性を持つ人々に対して心ない発言をしたり、日常の何気ない言動になって現れるものです。（例：お茶出しは女性がやるもの、雑用は若手の仕事、など）

## ■インクルーシブ

「すべてを含んだ」「包括的」という意味です。国が令和2（2020）年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の取組が『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるもの」としています。

■SNS（エスエヌエスソーシャル・ネットワーキング・サービス）

社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスをいいます。代表的なものとしては、X（旧 Twitter）、Facebook、LINE、Instagram 等があります。

■LGBT（エルジービーティー）

レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と自認する性が異なる人）、の英語の頭文字をとり、多様な性を持つ人々を指した総称です。昨今は、自身の性自認や性的指向が定まっていない人を表すクエスチョニング（Questioning）が加わり、LGBTQという単語に置き換わってきました。

■LGBT理解増進法（エルジービーティー性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、令和5年（2023年）6月23日に施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

## ■エンパワーメント（empowerment）

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。

## か行

■困難女性支援法（エルジービーティー困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となったことから、令和4年（2022年）5月19日に成立しました（令和6年（2024年）4月1日施行）。困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

## さ行

**■ジェンダー**

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別は「社会的・文化的に形成された性別」とされ、「社会的・文化的に形成された性別」を（ジェンダー/gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い、の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

**■ジェンダーアイデンティティ**

自分が属する性別についての認識や感覚のことです。性別の認識については、自分の出生時に割り当てられた性別と同じ人もいれば、異なる人もいます。また「私はいずれの性別でもない」「私はいずれの性別なのかわからない」という認識を持つ人もいます。「性同一性」や「性自認」と言い換えられる場合もあります。

**■ジェンダー平等**

一人ひとりの人間が尊重され、性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあることです。

**■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律。平成 27 年（2015 年）9 月 4 日（一部平成 28 年（2016 年）4 月 1 日）施行。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務

令和元年（2019 年）5 月に改正法が成立し、令和 4 年（2022 年）4 月までに順次施行されました。主な改正内容は、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設、ハラスメント対策の強化となります。

**■性自認（Gender Identity）**

→「ジェンダーアイデンティティ」を参照

**■性的指向（Sexual Orientation）**

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。例えば、同性に向けば同性愛、異性に向けば異性愛です。

**■セクハラ（セクシャル・ハラスメント）（Sexual Harassment）（性的嫌がらせ）**

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。

## た行

## ■男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は令和2年（2020年）12月25日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

## ■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

ディーバイ

## ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

本用語の明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。なお、ドメスティック・バイオレンスには身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

ディーバイ

## ■DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成13年（2001年）に公布、一部施行され、平成14年（2002年）4月に全面施行されました。令和5年（2023年）には改正法が成立し、主な改正内容としては、

- ・接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
- ・接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に（改正前は「身体に」）重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大
- ・接近禁止命令等の期間を6ヶ月から1年間に伸長
- ・被害者と同居する未成年の子への電話等の禁止命令を創設
- ・保護命令違反の厳罰化（2年以下の懲役／200万円以下の罰金）

などとなっています。

## は行

## ■ハラスメント

属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけることです。ハラスメントにはさまざまな種類があり、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」等があります。

## ■ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するものです。保育施設までの送迎、保育施設の保育時間開始前や終了後の一時預かり、保護者の病気や急用の場合の一時預かりなどの事業を行います。

**■ポジティブ・アクション(positive action) (積極的改善措置)**

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するものです。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされています。

## ま行

**■メディア・リテラシー**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

## ら行

**■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)**

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性に関する生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としています。

## わ行

**■ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)**

男女がともに、ライフステージに応じて、仕事や家庭、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を含めた生活スタイルを自らの選択によるバランスで形成することです。